

不二越

# グリーン調達ガイドライン

株式会社 不二越

# 目次

---

1.	はじめに	1
2.	グリーン調達の方針	2
2-1	グリーン調達の定義	
2-2	グリーン調達の方針	
2-3	グリーン調達ガイドラインの適用範囲	
2-4	グリーン調達ガイドラインの推進体制	
2-5	使用禁止物質の定義と対象	
3.	お取引様へのお願い事項	4
3-1	環境関連法規の順守	
3-2	環境マネジメントシステムの構築	
3-3	環境負荷物質管理体制の構築	
3-4	お取引様の事業活動における環境取り組み	
3-5	グリーン調達関連書類等のご提出について	
4.	お知らせ	7
4-1	不二越グリーン調達ガイドラインの取り扱い	
4-2	ご提出いただいた資料の取り扱い	
4-3	お問い合わせ・書類ご提出先	
4-4	改定履歴	

別表1 「不二越が指定する管理化学物質リスト Ver.1」

# 1. はじめに

---

## お取引先様へ

平素は弊社の開発、生産、調達活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

不二越グループは、毎年度「不二越環境方針」を定めており、これに則り、地球環境の保全が人類共通の重要課題と認識し、「ものづくり」をとおして、よりよい地球環境をめざした改善活動を推進しております。

さて、私ども不二越では2003年9月に「グリーン調達ガイドライン」を策定して以来、お取引先様とともに地球環境の保全活動に取り組み、企業の社会的責任を果たすべく努力してまいりました。皆様には、この活動にご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

事業活動に適用される関連法令、環境負荷物質に関する規制強化等、求められる環境保全に関する新たな動きに対応するため、弊社ではこれまで種々の規格や管理基準の見直しを行うとともに、「不二越グリーン調達ガイドライン」につきましても、最新版への更新検討を重ねてまいりました。その結果、改めて下記の改定を行うことになりましたのでご案内申し上げます。

主な改訂内容は以下のとおりです。

- ① 「環境負荷物質管理体制の構築」に関わる項目を明記しました。
- ② 「お取引先様の事業活動における環境取り組み」のお願いを追加しました。
- ③ 「環境負荷物質確認調査票」を作成・追加しました。

弊社では、開発・調達・生産・販売にいたる事業活動が急速にグローバル化する中、日本国内のみならず、事業を展開する海外の国・地域においても環境保全のための活動を積極的に行ってまいります。

お取引先の皆様におかれましては、今回のグリーン調達ガイドライン改定の趣旨をご理解いただいた上で、今後ともより一層のご協力をお願い申し上げます。

## 2. グリーン調達の方針

### 2-1 グリーン調達の定義

不二越は、「グリーン調達」について下記のように定義します。

#### **グリーン調達 = 「環境に配慮した商品づくりのための調達」**

環境負荷の少ないもの（部品・原材料・副資材・梱包材、以下部品等とする）を使った商品づくり

環境負荷の少ないものとは、

- ・環境負荷に関する法規・規則等に適合している部品等
- ・使用禁止物質を含有しておらず、非含有であることを証明できる部品等

『不二越が指定する管理化学物質リスト【別表1】』に記載の物質を含有する製品は原則使用禁止といたします)

### 2-2 グリーン調達の方針

不二越は、「不二越環境方針」の考えに基づき、お取引先様とともに、低炭素社会の実現や生物多様性の保全といった地球環境保全に積極的に取り組み、持続的発展が可能な社会を目指します。企業の社会的責任を果たす為の活動の一つとして、「グリーン調達」を推進いたします。

#### **グリーン調達方針**

**= 「ものづくりをとおして、より良い地球環境を目指した改善活動を実現する」**

### 2-3 不二越グリーン調達ガイドラインの適用範囲

不二越グリーン調達ガイドラインは、不二越の国内事業所における部品等の調達及び納入活動に適用します。

#### (1) 適用開始時期

2016年12月1日

#### (2) 対象範囲

不二越の国内事業所（※）へ部品等を納入いただいているお取引先様が対象です。

※国内事業所

①富山事業所、②東富山事業所、③滑川事業所、④水橋事業所、⑤流杉事業所

海外事業所へ納入される部品等についても、お取引先様のグローバルな取り組みを支援します。

#### 2-4 不二越グリーン調達ガイドラインの推進体制

調達本部が、安全環境推進室[EMS]等の社内関連部署と連携を取りながら、グリーン調達を推進します。（EMS:Environmental Management System の略）

#### 2-5 管理対象とする環境負荷物質

- (1) 本ガイドラインにおける管理対象とする環境負荷物質は  
欧州規制（ELV 指令、RoHS 指令、REACH 規則）、国内法（化審法、労安法等）等を考慮し、  
「不二越が指定する化学物質リスト」【別表1】に定めます。

### 3. お取引先様へのお願い事項

---

不二越のグリーン調達の方針に従い、『ものづくりを通して、より良い地球環境を目指した改善活動を実現する』ために、以下のとおり「グリーン調達取り組み事項」の取り組みをお願いします。

取り組み事項の構成は、第1に「環境関連法規の順守」、第2に「環境マネジメントシステムの構築」、第3に「環境負荷物質管理体制の構築」、第4に「お取引様の事業活動における環境取り組み」、第5に「グリーン調達関連書類のご提出について」とさせていただきました。

当ガイドラインでは、環境マネジメントシステムの構築と環境負荷物質管理体制の構築を区分して記述しておりますが、環境負荷物質の管理を環境マネジメントシステムや品質マネジメントシステム等に組み込んで運用いただくことは問題ありません。

グリーン調達の取り組み事項を一覧表にまとめましたので、ご確認をお願いします。

お取引先様の取り組み内容によって対象項目が異なりますので、下記「グリーン調達取り組み事項一覧」にて確認をお願いします。

【グリーン調達取り組み事項一覧】

目次番号	グリーン調達取り組み事項一覧	備考
3-1	環境関連法規の順守	
3-2	環境マネジメントシステムの構築	
	(1) 環境マネジメントシステム外部認証の取得	
	(2) 自主的環境マネジメントシステムの取り組み	
3-3	環境負荷物質管理体制の構築	
	(1) 環境負荷物質管理担当者の設定	
	(2) 対象物質の管理	別表1
	(3) 2次以降の仕入先の管理	
3-4	お客様の事業活動における環境取り組み	
3-5	グリーン調達関連書類のご提出について	
	(1) 「不二越グリーン調達推進同意書」	
	(2) 「環境マネジメントシステム調査票」	
	(3) 「環境負荷物質確認調査票」	

### 3-1 環境関連法規の順守

CSR corporate social responsibility (企業の社会的責任) の一つとして、環境関連法規・規制の順守をお願いします。

### 3-2 環境マネジメントシステムの構築

環境保全活動に意欲的な取り組み (以下 (1)、(2)) を実践しているお取引先様との取引を優先します。

(1) 環境マネジメントシステム外部認証を取得済み。

※外部認証とは、ISO14001 (国際)、エコアクション 21 (日本)、エコステージ (日本) などを意味します。

(2) 環境マネジメントシステム外部認証を未取得の場合は、自主的環境マネジメントシステム構築の取り組みを実施している。

その他、下記事項を優先事項とします。

- ① 廃棄時、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの環境負荷が低い。
- ② 再生資材・部品の使用や小型化により省資源化や省エネ化が図られている。
- ③ リサイクル設計に配慮している。
- ④ 副資材に関する環境情報を公開している。
- ⑤ 梱包材についても、省資源・リサイクル・減量および化学物質の含有量削減の取り組みがなされている。

### 3-3 環境負荷物質管理体制の構築

環境負荷物質管理に対する取り組みを実践しているお取引先様との取引を優先します。

(1) 環境負荷物質管理担当者の設定をお願いします。

(2) 『不二越が指定する管理化学物質リスト【別表1】』に記載の物質を含有する製品は原則使用禁止といたします。

本リストに記載されている物質の使用の有無と、使用の場合は使用状況をお知らせください。

(3) 2次以降の仕入先の管理

環境負荷物質の管理をするためには、2次以降を含めたサプライチェーン全体の協力が必要となります。

お取引先の皆様に環境関連法規の順守、環境マネジメントシステムの構築、環境負荷物質管理体制の構築および事業活動における環境負荷低減取り組みをお願いしておりますが、2次、3次以降のお取引先様に対しても同様のお願いと管理をお願いします。

こちらの要求に対して対応いただけない場合は、お取引の停止に至る場合もございますのでご了承ください。

### 3-4 お取引先様の事業活動における環境取り組み

お取引先様の事業活動において、以下の環境負荷低減取り組みをお願いします。

- ① CO2 排出量の低減
- ② 省エネルギーの推進
- ③ 廃棄物発生量の低減
- ④ 環境負荷物質使用量の低減

※資料等の提出は不要です

### 3-5 グリーン調達関連書類等のご提出について

#### (1) 「不二越グリーン調達推進同意書」

グリーン調達についてお取引先様と相互理解を深め推進していくために、「不二越グリーン調達ガイドライン」(随時改定予定)の趣旨にご賛同いただき、「不二越グリーン調達推進同意書」(以下「同意書」)をご提出いただきます。

- ① 新規お取引先様は、お取引開始前にご提出いただきます。
- ② 既存お取引先様で未提出の場合は、ご提出をお願いします。

※「同意書」は、弊社調達本部の担当者へお問い合わせください。

※「不二越グリーン調達ガイドライン」の改定が行われた場合、ガイドライン改定のご案内を弊社調達担当者よりさせていただきます。既に「同意書」を提出済みのお取引先様におかれましては、改定後のガイドラインを確認いただき、改定箇所には異議がある場合は、弊社からの改定案内(E-mail 配信日)より90日以内にお申し出ください。期限内にお申し出がなければ、改訂版も引続き同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

#### (2) 「環境マネジメントシステム調査票」

当報告書は、お取引先様の「環境マネジメントシステムの構築」に関する調査となります。

- ① 新規お取引先様は、取引開始にあたっての調査時に提出をお願いします。
- ② 既存のお取引先様で、環境マネジメントシステム外部認証における新規取得・更新・変更および認証期間の変更または、認証の取消等があった場合は、上記調査票の提出をお願いします。
- ③ 適時必要に応じて調査を実施してまいりますのでご協力をお願いします。

#### (3) 「環境負荷物質確認調査票」

「環境負荷物質管理体制の構築」に関する調査となります。

- ① 新規お取引先様は、取引開始にあたっての調査時に提出をお願いします。＜新規項目＞お取引開始後は、事項「②既存のお取引先様」同様の対応をお願いします。
- ② 既存お取引先様は、弊社より提出要求があった場合にはご提出願います。

原則、定期(おおむね1年毎)に調査をさせていただきます。

環境負荷物質確認調査は、法令制定、改正または弊社ユーザー様からの御依頼等により弊社調達本部もしくは事業部より、本調査と一部重複を含む調査依頼をさせていただく場合があります。御了承いただけるようお願い申し上げます。



## 4. お知らせ

---

### 4-1 不二越グリーン調達ガイドラインの取り扱い

本ガイドラインおよび不二越管理化学物質リスト【別表1】は、改定の都度、その時点での配付対象とするお取引先様へ弊社調達担当者より案内させていただきます。

なお、改定後は改訂版を適用させていただきます。

### 4-2 ご提出いただいた資料の取り扱い

ご提出いただきました資料は不二越社内でのみの使用とし、外部に公表することはありません。ただし、各国政府機関や認証機関などの公的環境関連機関からの提出要求があった場合には情報提供させていただく場合がありますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。

### 4-3 お問い合わせ・書類ご提出先

調達本部 調達担当者

### 4-4 改定履歴

第1回改定 2016年12月1日（全面見直し）

第2回改定 2017年7月1日（部署名、誤記修正）

第3回改訂 2019年12月1日

（【別表1】物質含有する製品は原則使用禁止、環境負荷物質確認調査の定期実施の追記等）

# 【別表 1】

制定日：2016年12月1日

## 不二越が指定する管理化学物質リスト ver.1

### 対象化学物質

欧州規制（ELV 指令、RoHS 指令、REACH 規則）、国内法（化審法、労働安全衛生法等）を考慮して不二越が指定する物質（Ver.1 全12物質）

### 不二越が指定する管理化学物質リスト

No.	物質名(代表例)	英語代表標記	略称等	分子式	CAS番号	主な用途(例)
1	・鉛(化合物を含む)	lead	—	Pb (元素として)	不特定	鉛蓄電池、金属の快削性向上のための合金成分、鉛ガラス、防音・制振シートや免震用ダンパー、電子材料
2	・水銀(化合物を含む)	mercury	—	Hg (元素として)	不特定	電池、蛍光灯、電気機器
3	・カドミウム(化合物を含む)	cadmium	—	Cd (元素として)	不特定	めっき、顔料、二次電池電極
4	・六価クロム(化合物を含む)	hexavalent chromium	—	Cr <sup>+6</sup> (イオン元素として)	不特定	めっき
5	・ポリ臭化ビフェニル ・ポリプロモビフェニル	polybrominated biphenyl	PBBs	C <sub>12</sub> H(10-n)Br <sub>n</sub> (1 ≤ n ≤ 10)	複数	自動車の塗料、ポリウレタンフォームなどに難燃剤
6	・ポリ臭化ジフェニルエーテル ・ポリプロモジフェニルエーテル	polybrominated diphenyl ether	PBDEs	C <sub>12</sub> H(10-n)Br <sub>n</sub> O (1 ≤ n ≤ 10)	複数	電気製品や建材、繊維などの難燃剤
7	・フタル酸ジエチルヘキシル ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	bis(2-ethylhexyl) phthalate	DEHP	C <sub>24</sub> H <sub>38</sub> O <sub>4</sub>	117-81-7	可塑剤(塩ビ)、油圧油、コンデンサー誘電体
8	・フタル酸ジ-n-ブチル ・フタル酸ジブチル	dibutyl phthalate	DBP	C <sub>16</sub> H <sub>22</sub> O <sub>4</sub>	84-74-2	可塑剤(塩ビ)、接着剤や印刷インクの添加剤
9	・フタル酸ブチルベンジル ・フタル酸ビスブチルベンジル	bis(butylbenzyl) phthalate	BBP	C <sub>19</sub> H <sub>20</sub> O <sub>4</sub>	85-68-7	可塑剤(塩ビ)、加工性向上添加剤、接着剤、シーリング材
10	フタル酸ジイソブチル	diisobutyl Phthalate	DIBP	C <sub>16</sub> H <sub>22</sub> O <sub>4</sub>	84-69-5	可塑剤
11	・デカブロモジフェニルエーテル ・デカブロモジフェニルオキシド	decabromodiphenyl oxide	DBDE	C <sub>12</sub> Br <sub>10</sub> O	1163-19-5	電気製品や建材、繊維などの難燃剤
12	・ペルフルオロオクタンスルホン酸 ・パーフルオロオクタンスルホン酸	perfluorooctane sulfonate	PFOS	C <sub>8</sub> HF <sub>17</sub> O <sub>3</sub> S	1763-23-1	界面活性剤 (事実上国内使用禁止)

※上記リストに記載の物質を含有する製品は原則使用禁止といたします